

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 2 号	三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【趣旨】 職員の定数管理及び人員配置をより適正に行うことを目的として、定数外に置くことができる職員を追加するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 第 2 条第 2 項 定数の外に置くことができる職員を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者同行休業をしている職員 ・ 育児休業している職員 ・ 消防学校で初任教育を受けている職員 ・ 救命救急士養成所において研修を受けている職員 <p>(2) 第 2 条第 3 項 当該職員が職務に復帰した際の、定数の取り扱いを規定 ⇒職員が職務に復帰した日の属する年度末の末日までは、当該職員を定数の外に置くことができることとする。</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 4 月 1 日</p>